

今年度から紀の川護岸整備が始まります！

区画整理だより



発行 橋本市 市街地開発事務所
発行 34 1235

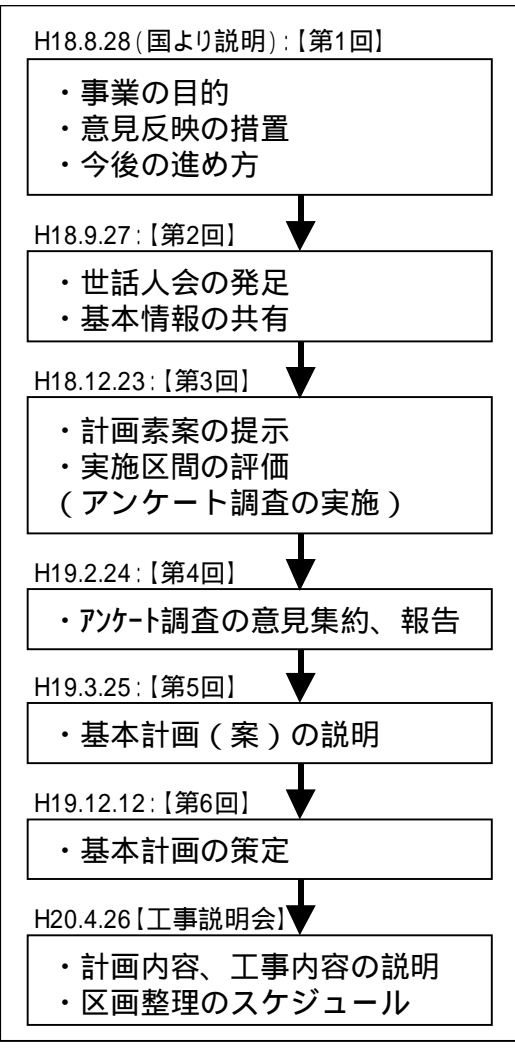
紀の川護岸整備が国の事業で行われる事を受け、地域に根ざしたより良い川づくりにする事を目指して事業を円滑に推進していくとの姿勢に立ち、これまで地域と行政が協働による取り組みにより基本計画が策定され、今秋より、紀の川護岸整備（低水部）の施工に着手する運びとなりました。

本号では、協働で取組んできた内容、今後のスケジュール等についてお伝えします。

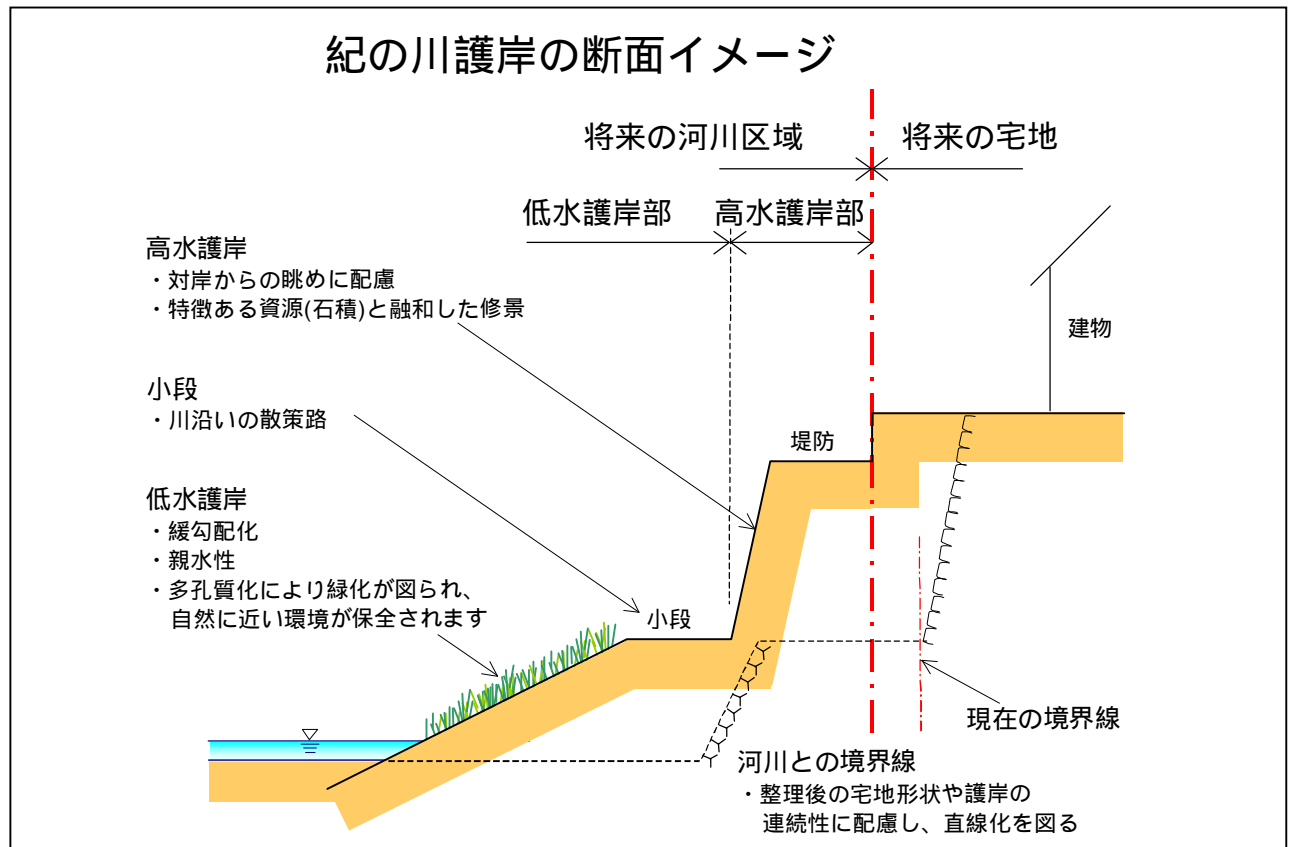
協働で取組んできた内容

紀の川護岸整備に関する説明会において、紀の川沿い区域は、家屋が連担し、川との結びつきが非常に強い地域であることから、計画段階から地域と行政が連携し、護岸整備の方向性を話し合っていくとした協働での取り組み方針が示されました。この事を受け、住民が主体となり積極的な意見交換により今後の川づくりの方向性をまとめる事を目的に「はしもと紀の川水辺の会」が組織されました。この中で、様々な意見交換を行なう等により、整備の方向性をまとめ、結果、実施設計に反映されるなど合意形成への取組みが実践されました。

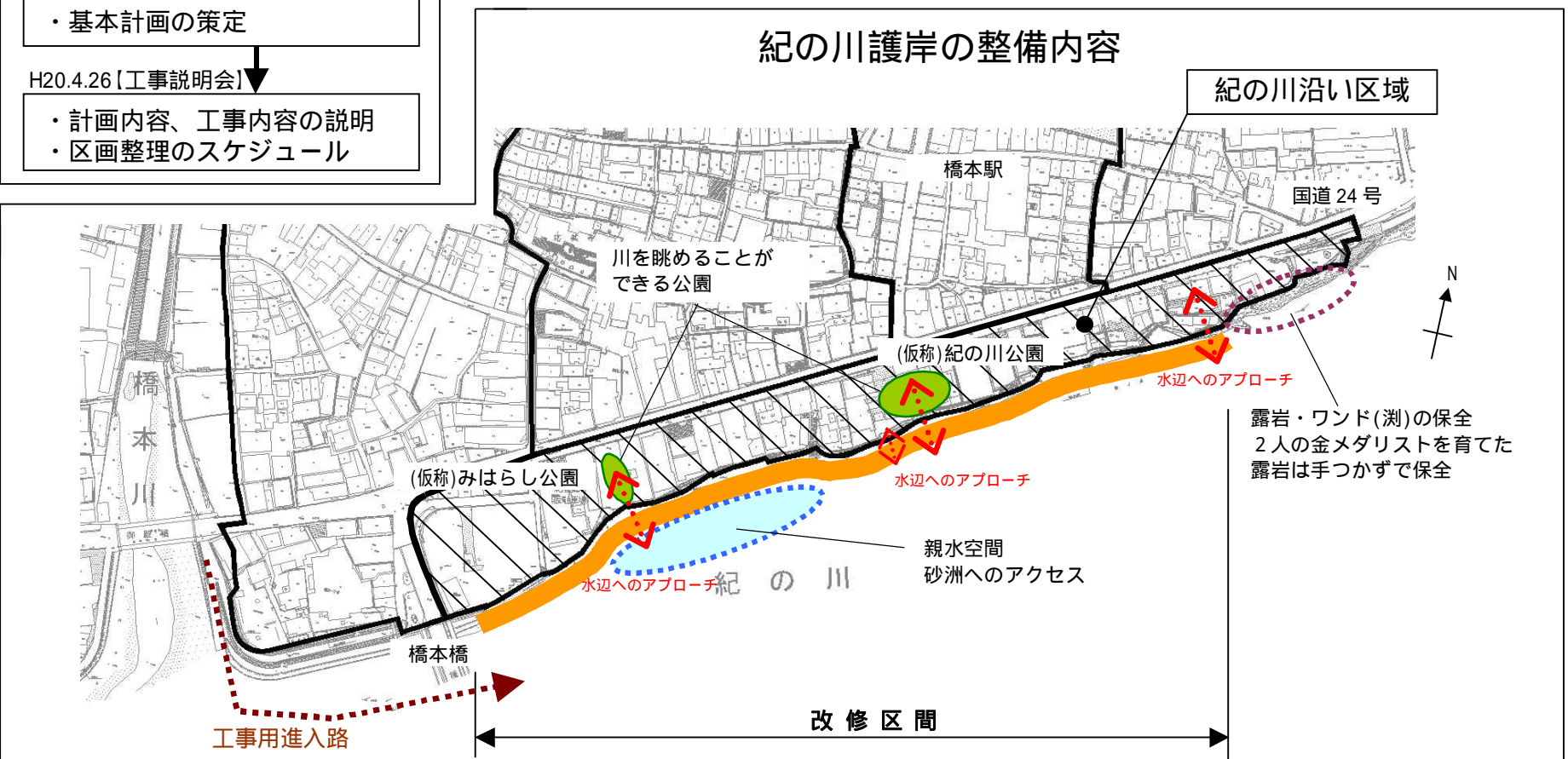
紀の川護岸の関係者への説明の流れ



紀の川護岸の断面イメージ



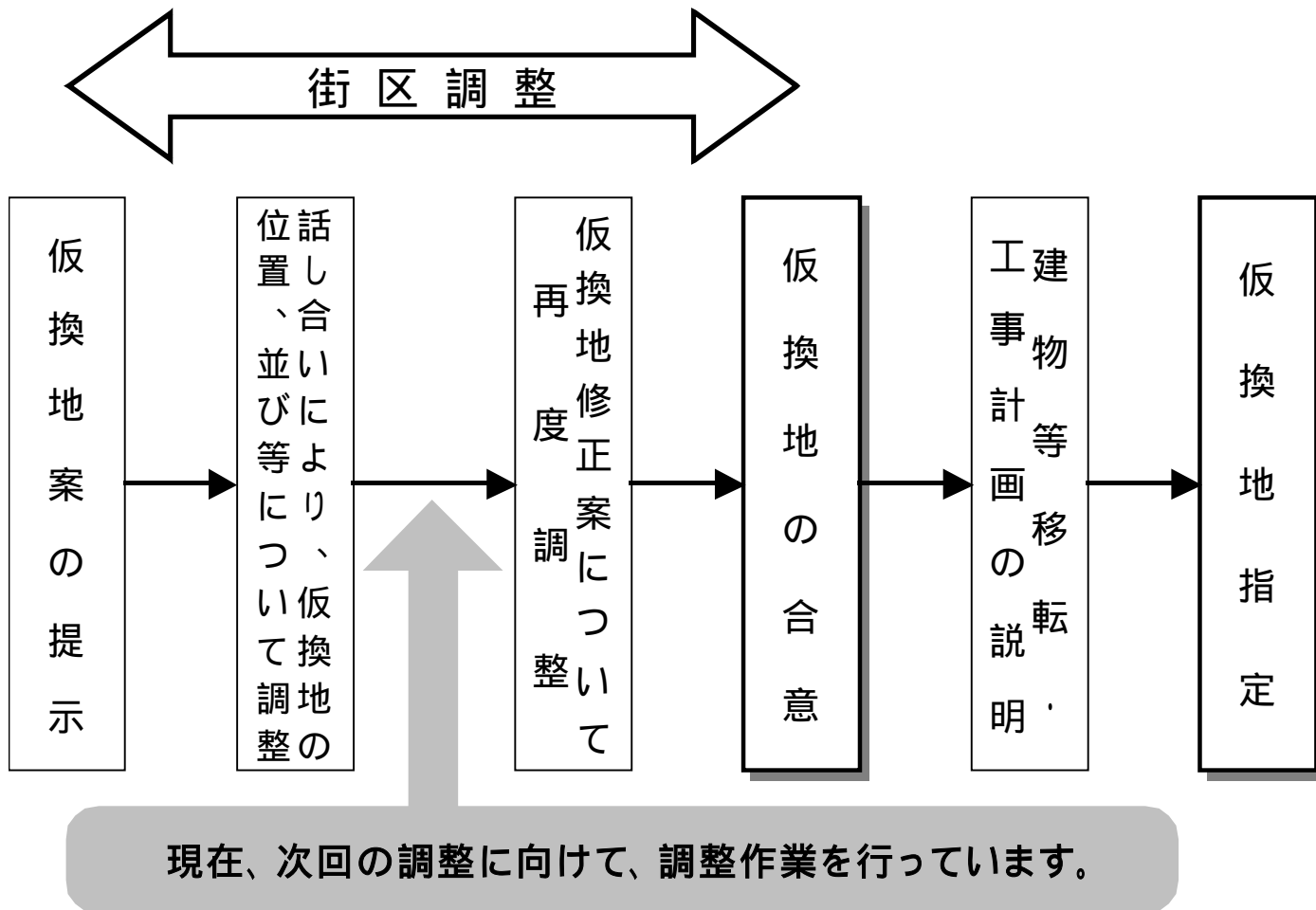
紀の川護岸の整備内容



(裏面もご覧下さい)

紀の川沿い区域の今後のスケジュール

紀の川沿い区域の街区調整の流れ



紀の川沿い区域の次回街区調整について

紀の川沿い区域の街区調整では、これまで関係者の皆さんと換地の位置や並びについて話し合いが行なわれ、この中で歴史的建物（文化財）については保全する方向で調整が図られています。これまで皆さんから出されたご意見について検討を行なっており、まとめ次第、街区調整を再開する予定です。

今後の予定

紀の川護岸整備計画は、平成20年4月26日に工事説明会が行われ、低水部は今年度、高水部は平成21、22年度に行うことの説明がありました。区画整理事業としては、本年度、街区調整の合意形成、建物等移転・工事計画の説明、仮換地指定と併せて河川整備に影響する物件の建物調査を実施します。宅地・公園等の整備は、護岸整備や建物等の移転のスケジュールと整合を図りながら進めていく方針です。

紀の川沿い区域の護岸整備と区画整理のスケジュール（予定）

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
護岸整備	低水部工事	高水部工事 (西側) (東側)			
区画整理	(上図参照)		宅地・公園等の整備		建築物等の移転

都市計画の変更に関する都市計画面案の縦覧について

紀の川護岸整備事業区域との整合を図るため、都市計画区域の変更について縦覧します。

縦覧期間・意見書の提出

平成20年6月13日（金）から6月26日（木）まで

縦覧場所・意見書の提出先・問い合わせ

橋本市建設部市街地開発事務所